

2015年 北海道の最低賃金の取り組み その1(案)

1. 最低賃金をめぐる情勢

(1)5月 29 日、日銀札幌支店は「金融経済概況」を発表し、北海道地域の景気は、「一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している」とされた。すなわち、最終需要面の動きをみると、個人消費は、「雇用・所得環境が着実に改善する中、天候要因等も加わって、消費者マインドが徐々に明るくなっていることから、回復している」、労働需要は「着実に改善している」、雇用者所得は「回復している」とされている。

一方、総務省が5月1日に公表した3月の消費者物価指数(生鮮食品除く、コアCPI)は、103.0(道内 103.7)となり、前月比 0.4(同 0.6)%上昇、前年同月比 2.2(同 1.6)%上昇するなど、12ヶ月連続で上昇している。前年同月比の変動に寄与した項目として、エネルギー、家庭用耐久財、外国パック旅行などの総合の上昇幅が拡大したことが要因となっている。

また、厚生労働省が5月1日に発表した3月の毎月勤労統計調査によると、実質賃金は前年同月比 2.6%減と 23ヶ月連続のマイナスで、減少率は2月(2.3%)から拡大している。物価上昇に賃金が追いつかない状況が、消費回復の足かせとなっている。

(2)また、北海道経済産業局は、3月の経済概況判断について、5ヶ月連続で「緩やかな持ち直し基調が続くなか、弱い動きがみられる」と公表した。しかし、雇用者数 238 万人のうち 42%強の 95 万 6 千人が非正規労働者・パートなど不安定雇用、低収入となっている。また、求職者のうち 44 歳以下が約 56%を占めていることから、不安定雇用の実態が改善されていないことが伺われる。加えて、生活保護受給世帯・人数は、3月速報値で、被保護世帯 123,950 世帯、被保護実人員 171,687 人と右肩上がりの増加に歯止めがかかっていない。

(3)北海道の最低賃金は昨年度の審議会答申により、734 円から 14 円引き上げられ 748 円となった。しかし、改定に伴う影響率は全労働者で 11.0%(前年 13.5%)、パートに至っては 26.9%(前年 33.0%)に上っており、依然として、北海道全体が最低賃金に張り付く形での低賃金構造にある現実と、同時に、最低賃金引き上げの取り組みが道内経済の底上げ、セーフティネットの役割として非常に重要であることが確認できる。

加えて、若年者の失業・不安定雇用の増大は低賃金体型に組み込まれるとともに、自立した生活も困難に陥り地域経済にとっても大きな影響を及ぼすことになる。

(4)北海道は全国唯一、生活保護とのかい離が残っていましたが、昨年の最低賃金の改定により、ようやく解消できた。そして、労働側が主張した雇用戦略対話合意の全国最低 800 円、全国平均 1,000 円への引き上げに向けた道筋を付けるための文言が初めて答申書に盛り込まれた意義は大きいものがあり本来あるべき最低賃金の水準のあり方を議論する新たなステージに立った。

北海道の連合リビングウェイジ 890 円と雇用戦略対話で示された時給 1,000 円達成に向けて、経済活性化施策の展開、道民所得の底上げのための最低賃金引き上げ、雇用政策の強力な展開が図られるよう取り組みを強化する。

(5)連合は、現在、「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げ実現」キャンペーン第3弾の取り組みを

展開しており、その一環として、非正規労働者の処遇改善に大きな影響がある最低賃金の遵守と引き上げを求めて運動を展開している。北海道においても、連合北海道・地協(地区連合)・構成組織が一体となって最低賃金制度の機能の充実と同時に水準の大幅引上げに全力で取り組んでいくことを提起している。当面、道民世論の喚起を促すための街頭演説行動を展開するとともに、既に取り組んでいる「署名行動」なども含めて、最低賃金引き上げに向けた取り組みをスタートさせる。

2. 2015年度最低賃金中賃目安審議への対応【(1)～(3)北海道最低賃金取り組み方針の再掲】

(1) 全都道府県における地域別最低賃金の改正額が 10 月 1 日に発効されるよう、中央最低賃金審議会における目安の答申が 7 月末までに行われるよう万全を期す。

(2) 中央最低賃金審議会の目安審議においては、高卒初任給(厚生労働省『賃金構造基本統計調査』推計時間額 957 円¹⁾、春季生活闘争における取り組み、一般労働者の実態賃金との整合性および格差是正など賃金の要素、「誰もが生活できる水準」達成に向けて勤労者の生活実態および連合リビングウェイジ(940円)などの生計費の要素を特に重視し、明らかな水準改善に結びつく目安の引き出しをめざす。

(3) 目安決定における最終審議にあたっては、中央最低賃金審議会労働者側委員に加え、事務局長・労働条件委員長・最低賃金小委員会委員と協議のうえ、最終判断を行う。

(4) また、連合は 5 月 25 日、厚生労働省(村木厚生労働事務次官対応)に対して最低賃金行政に関する要請行動を実施した。要請にあたり連合(神津事務局長)は、「政府は地方創生の取り組みを強化しているが、地方創生にむけても最低賃金引き上げの取り組みが重要である。連合は『地域活性化には中小企業の活性化が不可欠』をスローガンに、各地方連合会が行政や NPO とともに地域フォーラムを開催している。地域フォーラムに参加する中小企業経営者からは、雇用を拡大し、賃金を上げていきたいという声も寄せられた。しかし、まだ全体には広がっていない。デフレから脱却し、経済の好循環を継続していくためには、最低賃金の役割が増している。最低賃金の引き上げに資する環境整備を強化していただきたい」と要請した。

次に、安永副事務局長から要請書の内容について説明した。これに対し、村木厚生労働事務次官は、「これから夏にかけて、最低賃金の議論が本格化するが、物価上昇や格差拡大に問題意識を持っている。最低賃金の早期発効も意識して、円滑に審議が進むよう、取り組みたい」と述べた。その後、子どもの貧困や人手不足等について意見交換を行った。最後に、連合からは、「すべての業種に業界団体があるとは限らないうえ、企業経営の多角化により、経営者が特定(産業別)最低賃金という制度そのものを知らないケースも増えている。当該労使のイニシアティブという原則は承知しているが、さらなる周知徹底をお願いしたい」と要請した。

(5) 5 月 26 日、連合第 5 回最低賃金全国担当者会議が開催され、特に、「中央最低賃金目安制度の在り方に関する全員協議会 論点の中間整理(案)」「2015 年度中央最低賃金審議会・目安審議に臨む労働者側委員の基本的態度(案)」が示され、意見交換事項として意思統一を図った。

¹ 厚生労働省「平成 25 年賃金構造基本統計調査」の新規学卒者の初任給額(高校卒男女計産業計) 157.9 千円を、同所定内実労働時間数(一般労働者産業計男女計学歴計) 165 時間で除して算出

3. 北海道最低賃金審議会の動き

北海道最低賃金審議会平成 27 年度第1回審議会は6月3日に開催される予定であり、①北海道最低賃金の改正決定に係る今後の審議日程、②産業別最低賃金の改定決定の意向表明状況及び今後の審議日程、③事業場実地視察などについて議論される予定である。なお、第 46 期の審議会委員については、5. 1付けで任命され、同日の審議会において確認され、審議会会長、専門部会、運営小委員会委員についても議論される予定である。

連合北海道は、10月1日の早期発効を目指し(答申期限8月5日)、精力的に審議を進めるよう求める。また、特定(産業別)最低賃金については、2-3月にかけて「乳糖」「鉄鋼」「電機」「船舶」の4業種で改定の申し出意向表明を済ませている。

4. 北海道地域最低賃金の改定額の目標

連合北海道は最低賃金法の改正主旨にある「健康で文化的な生活」が実現できる地域最賃レベルを実現するため、大幅な引き上げを求める。設定する最低賃金は、北海道の連合リビングウェッジ 890 円や、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額 916 円)を下回らない水準の確保を求めながら、雇用戦略対話で示された時給 1,000 円達成に向けて取り組む。

そのため、今年度の北海道最低賃金改訂目標額は、昨年と同様 1,000 円 とする。

5. 2015 年度中央最低賃金審議会目安審議に臨む労働者側委員の基本的態度(案)

【資料1】

6. 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会 論点の中間整理(案)

【資料2】

7. 当面する行動の取り組み

公益委員の意見を左右する様々な要素としては、「市町村議会の決議」や労働者団体・道民からの具体的な要請(署名行動・FAX・メール等)が参考とされる。

このため今年度は、例年以上に、北海道最低賃金審議会に向けて、また、道民世論の喚起に向けた諸行動が必要となっており、以下の取り組みを展開していく。

(1) 最低賃金の大幅引き上げを求める署名行動の取り組み

本年の最低賃金の引き上げは、生活保護とのかい離解消後の大変重要な年となっている。この間の審議会議論では、道民世論の盛り上がり次第によっては、最低賃金の金額審議に大きな影響を及ぼすという公益側の考え方もあることから、連合北海道としては初めての取り組みとなるが、署名行動を強力に展開する。

① 署名の提出先

北海道地方最低賃金審議会 道 幸 哲 也 会 長 宛

② 提出時期

第3回北海道地方最低賃金審議会本審 7月下旬(予定)

※マスコミ公開の審議会

③ 取り組み期間・集約

- 1) 期 間 5月7日(木)～6月30日(火)
- 2) 集 約 7月6日(月)までに連合北海道組織労働局へ集約した署名用紙を送付すること。なお、送付にあたっては、送付筆数を添付すること。
- 3) 送付先 〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目1-11 ほくろうビル6階
連合北海道組織労働局宛

④ 取り組み方法

署名用紙は、産別タテで取り組み、集約も同様とします。地協ヨコでの取り組みは、地域ユニオン及び全道キャラバン行動等の街頭署名活動で目標数をめざします。

⑤ 署名対象

組合員・家族、知友人はもちろんのこと、すべての道民を対象に、できるだけ多くの方に賛同を得るよう取り組みます。

⑥ 署名用紙

【資料3】のとおり。5月7日(木)必着で、産別、地協へ直送済。

⑦ 署名目標筆数

【資料4】のとおり、組合員ひとり5筆を目標とします。署名用紙は、可能な限り空欄がないよう取り組み願います。また、住所欄は同じ住所であっても「//」の記載はないよう対応。

(2) 街頭宣伝活動の取り組み

「STOP THE 格差社会！ 暮らしの底上げ実現」全道キャンペーンの一環として、非正規労働者の処遇改善に大きな影響がある最低賃金の遵守と引き上げについて、世論を喚起するため、周知・街宣行動を(6月29日～7月3日のゾーン)全地協で取り組む。

札幌地区においては、連合北海道と石狩地協が連携し、街宣行動を実施する。通知は別途。

[1回目]

- ①期 日 2015年7月1日(水)
- ②時 間 12:00～12:45
- ③場 所 札幌パルコ前

[2回目]

- ①期 日 2015年7月3日(金)
- ②時 間 12:00～12:45
- ③場 所 大通西3丁目

[行動内容] 弁士による街宣、署名行動

[動員要請 (7月1日・3日の各日)]

UA ゼンセン③、自治労③、北教組③、情報労連③、電力総連③、JP 労組③、JR 総連③、自動車総連③、国公連合③、JR 連合①、森林労連①、全労金①、労済労連①、全国ガス①、全水道①、フード連合①、全自交①、私鉄総連①、基幹労連①、電機連合①、運輸労連①
--

※丸数字は人数

(3) 北海道をはじめ各自治体への意見書提出に取り組む。(2015年4月22日開催の第7回執行委員会にて確認)(昨年は46自治体)

「平成27年度北海道最低賃金改正等に関する要請書」【資料5】のとおり

(4) 最低賃金審議会会長・労働局に対する要請行動を行う。

昨年は、6月27日に北海道労働局長に対する要請行動を実施した。

今年は、今週3日に第1回目の北海道最低賃金審議会が開催されるため、7月上旬開催予定の第2回審議会の本審において、地賃改定の諮問が行われる予定であり、その前段までに要請行動を展開する必要がある。要請内容は、別添の「平成27年度北海道最低賃金改正等に関する要請書」を参考に別途作成する。

(5) 審議会の山場に向けてFAX行動に取り組む。(昨年は555団体)(別途通知する)

①産別及び単組の支部・分会、地協・地区連合、青年・女性も含め、あらゆる組織から、下記宛先へのfax送付行動を展開する。

②送付期間 2015年7月上旬～下旬(別途)

③送付先 北海道地方最低賃金審議会 会長 道幸 哲也 宛(予定)

(6) 審議会の動向に合わせて集会・街宣等を開催する。(別途通知する)

①日 時 2015年8月上旬

②場 所 札幌第1合同庁舎前

③内 容 主催者あいさつ、決意表明ほか

④参加者 約100人(別途通知する。)

(7) その他

【資料6】のとおり